

電気関係報告規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）	【第一条関係】	．．．．．	1
○電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）	【第二条関係】	．．．．．	7
○電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）	【第三条関係】	．．．．．	12
○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）	【第四条関係】	．．．．．	13
○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）	【第五条関係】	．．．．．	34
○電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）	【第六条関係】	．．．．．	38
○発電用火発電機に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）	【第七条関係】	．．．．．	42
○発電用火発電機に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）	【第八条関係】	．．．．．	43
○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）	【第九条関係】	．．．．．	44
○発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）	【第十条関係】	．．．．．	46
○みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）	【第十一条関係】	．．．．．	47

改正	現行
<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 「主要電気工作物」とは、施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の(一)の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器</p> <p>ハ 三 (略)</p> <p>五 十三 (略)</p> <p>(定期報告) 第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げ</p>	<p>(定義) 第一条 (略)</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 「主要電気工作物」とは、施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の(一)の下欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器</p> <p>ハ 三 (略)</p> <p>五 十三 (略)</p> <p>(定期報告) 第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げ</p>

る者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一〇八（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
九 溶接事業 業者検査 年報	溶接事業者 検査を実施 した電気工 作物を設置 する者	様式第十 二の二	六月末日	電気工作物の 設置の場所を 管轄する産業 保安監督部長
十 特定卸 供給関係 取引月報	一般送配電 事業者	様式第十 二の三	翌々月十 五日	経済産業大臣

（公害防止等に関する届出）

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一〇十三（略）	（略）	（略）	経済産業大臣（ 出力九十万キロ ワット未満の水 力発電所に属す

る者に提出しなければならない。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一〇八（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

（公害防止等に関する届出）

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
一〇十三（略）	（略）	（略）	経済産業大臣（ 出力九十万キロ ワット未満の水 力発電所に属す

---

---

---

る電気工作物、火力発電所に属する電気工作物、電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）に属する電気工作物、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の電力系統に係る保安通信設備

---

---

---

---

---

る電気工作物、出力九十万キロワット未満の火力発電所に属する電気工作物、火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備に属する電気工作物、電圧三十万ボルト未満の変電所（容量三十万キロボルトアンペア以上若しくは出力三十万キロワット以上の周波数変換機器又は出力十キロワット以上の整流機器を設置するものを除く。）に属する電気工作物、電圧三十万ボルト（直流にあつては、十万ボルト）未満の送電線路

---

---

十六 (略)	十四・十五 (略)		
(略)	(略)		
変更のあ	(略)		
(略)	(略)		に属する電気工 作物又は需要設 備に属する電気 工作物に係る場 合は、当該電気 工作物の設置の 場所を管轄する 産業保安監督部 長。第六号に掲 げる場合にあつ ては、当該発電 所又は変電所、 開閉所若しくは これらに準ずる 場所の設置の場 所を管轄する産 業保安監督部長

十六 (略)	十四・十五 (略)		
(略)	(略)		
変更のあ	(略)		
(略)	(略)		に属する電気工 作物、電圧三十 万ボルト（直流 にあつては、十 万ボルト）未満 の電力系統に係 る保安通信設備 に属する電気工 作物又は需要設 備に属する電気 工作物に係る場 合は、当該電気 工作物の設置の 場所を管轄する 産業保安監督部 長。第六号に掲 げる場合にあつ ては、当該発電 所又は変電所、 開閉所若しくは これらに準ずる 場所の設置の場 所を管轄する産 業保安監督部長

---

---

つた事項  
（電気事  
業者が法  
第九条第  
二項（法  
第六条第  
二項第二  
号の事項  
の変更）  
に限る。）  
、法第二  
十七条の  
十二にお  
いて準用  
する法第  
九条第二  
項（法第  
二十七条  
の七第二  
項第二号  
の事項の  
変更）に  
限る。）  
、  
法第二十  
七条の十  
三第九項  
（同条第  
一項第一

---

---

---

---

つた事項  
（電気事  
業者が法  
第九条第  
二項（法  
第六条第  
二項第二  
号の事項  
の変更）  
に限る。）  
の届出を  
する場合  
を除く。

---

---

<p>様式第12の2 (第2条関係) 【別紙参照】</p> <p>様式第12の3 (第2条関係) 【別紙参照】</p>	(略)			
	(略)			
	(略)	号の事項 の変更 に 限る。 ） 及び法第 二十七条 の二十七 第三項（ 同条第一 項一号の 事項の変 更に 限る。 ） の届 出をする 場合を除 く。）		
	(略)			
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	(略)			
	(略)			
	(略)			
	(略)			

改正

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならぬ。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。	届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先	
	一・二 (略)	(略)	(略)	(略)	
	二の二 大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方				

現行

第四条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者へ届け出なければならぬ。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合並びに同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出を必要とする工事に係る場合には、この限りでない。	届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
	一・二 (略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)			

法若しくは水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合	三〇六（略） 七・八（略）	八の二 現に設置している電気工作物が水銀排出施設になつた場合	九〇十二の二（略）
	三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては電気工作物がばい煙発生施設となつた日から、第八号の二に掲げる場合には電気工作物が水銀排出施設となつた日から、第九号に掲げる場合には電気工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十	三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては電気工作物がばい煙発生施設となつた日から、第八号の二に掲げる場合には電気工作物が水銀排出施設となつた日から、第九号に掲げる場合には電気工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十	二に掲げる場合には電気工作物が水銀排出施設となつた日から、第九号に掲げる場合には電気工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十
	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法	水銀排出施設の種類、構造及び使用方法並びに水銀等の処理の方法	（略）

	三〇六（略） 七・八（略）	（新設） 三十日以内（第七号に掲げる場合にあつては電気工作物がばい煙発生施設となつた日から、第九号に掲げる場合にあつては電気工作物がダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設となつた日から、第十	九〇十二の二（略）
	（略）	（略）	（略）

---

---

キシソ類対  
策特別措置  
法第二条第  
二項に規定  
する特定施  
設となつた  
日から、第  
十二号に掲  
げる場合に  
あつては電  
気工作物が  
水質汚濁防  
止法第二条  
第二項に規  
定する特定  
施設となつ  
た日から、  
第十二号の  
二に掲げる  
場合にあつ  
ては電気工  
作物が有害  
物質使用特  
定施設（第  
十二号に掲  
げる場合を  
除く。）又  
は有害物質

---

---

---

---

二号に掲げ  
る場合に  
あつては電  
気工作物が  
水質汚濁防  
止法第二条  
第二項に規  
定する特定  
施設となつ  
た日から、  
第十二号の  
二に掲げる  
場合にあつ  
ては電気工  
作物が有害  
物質使用特  
定施設（第  
十二号に掲  
げる場合を  
除く。）又  
は有害物質  
貯蔵指定施  
設となつた  
日から三十  
日以内）

---

---

<p>十六 第一号、第二号若しくは第二号の二の施設、第三号、第四号、第五号の二若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつ</p>	<p>十三～十五（略）</p>	
	<p>（略）</p>	<p>貯蔵指定施設となつた日から三十日以内）</p>
	<p>（略）</p>	
	<p>（略）</p>	
<p>十六 第一号若しくは第二号の施設、第三号、第四号、第五号の二若しくは第六号の電気工作物又は騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第二条第一項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所（法人にあつては名称、代</p>	<p>十三～十五（略）</p>	
	<p>（略）</p>	
	<p>（略）</p>	
	<p>（略）</p>	

<p>十八、十八の三 (略)</p>	<p>十七の二、十七の四 (略)</p>	<p>十七、第一号、第二号若しくは第三号の二の施設又は第三号、第四号若しくは第五号の二の電気工作物を廃止した場合（当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）</p>	<p>ては名称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>十八、十八の三 (略)</p>	<p>十七の二、十七の四 (略)</p>	<p>十七、第一号若しくは第二号の施設又は第三号、第四号若しくは第五号の二の電気工作物を廃止した場合（当該施設の属する発電所の廃止又は出力の変更に伴い廃止した場合を除く。）</p>	<p>表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地）に変更があつた場合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		

○電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
別表第1（第3条関係） 【別紙参照】	別表第1（第3条関係） 【別紙参照】

改正	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 「特定抑制依頼」とは、充実した情報管理体制を維持しつつ、使用を抑制すべき日時及び電気の量その他必要な事項を定めて、小売電気事業者、一般送配電事業者又は登録特定送配電事業者（以下この条において「特定抑制対象事業者等」という。）から電気の供給を受ける者に対し、特定抑制対象事業者等の供給する電気の使用を抑制することを依頼することをいう。</p> <p>（特定卸供給の要件）</p> <p>第三条の二 法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 特定抑制依頼（一キロワットを超える電気を抑制しようとするものに限る。）によって得られた百キロワットを超える電気を供給しようとするものであること。</p> <p>二 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な電気を特定抑制依頼により確保する見込みがあること。</p> <p>三 電気を供給する期間が一定期間以上であること。</p> <p>（離島）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（離島）</p>

第三条の二の二 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

(書面の交付)

第三条の十三 (略)

2・3 (略)

4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合(第一項に規定する場合を除く。)における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第二条の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについては小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5・6 (略)

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び電力量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

第三条の二 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

(書面の交付)

第三条の十三 (略)

2・3 (略)

4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合(第一項に規定する場合を除く。)における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものと並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについては小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5・6 (略)

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

- 一 (略)
- 二 接続供給及び電力量調整供給に関する次に掲げる事項  
イ、カ (略)

(託送供給等約款の変更の届出)

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。)の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者(以下「接続供給等利用者」という。)の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担(以下「料金等」という。)を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は電力量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が増加しないと見込まれる場合(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十八条第二項に規定する電気の買取りに係る離島におけるインバランス料金の額が減少する場合を含む。)

- 一 (略)
- 二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項  
イ、カ (略)

(託送供給等約款の変更の届出)

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。)の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は発電量調整供給を受ける者(以下「接続供給等利用者」という。)の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担(以下「料金等」という。)を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は発電量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が増加しないと見込まれる場合(一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十八条第二項に規定する電気の買取りに係る離島におけるインバランス料金の額が減少する場合を含む。)

二 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等約款により託送供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者（以下「託送供給等利用者」という。）の負担も増加しない場合

三〇九（略）

（書面の交付）

第四十五条の十六（略）

2・3（略）

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもののみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5・6（略）

（火力発電所の原動力）

第四十七条の九 令第二十七条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。

二 電気計器及び工事に關する費用の負担に關する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等約款により託送供給を受ける者又は電力量調整供給を受ける者（以下「託送供給等利用者」という。）の負担も増加しない場合

三〇九（略）

（書面の交付）

第四十五条の十六（略）

2・3（略）

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5・6（略）

（新設）

第五十三条 (略)

2 4 (略)

5 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 (略)

二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。

三 五 (略)

第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、前回の法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、使用前自主検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

三 (略)

第五十三条 (略)

2 4 (略)

5 経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 (略)

二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項又は第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。

三 五 (略)

第七十三条の六 法第五十一条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

一 二 前号に規定する組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、使用前安全管理審査を受ける必要が生じた時期

二 (略)

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備及び燃料電池発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

(溶接事業者検査)

第七十九条 法第五十二条第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

- 一 火力発電所（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具

イ (略)

- ロ 外径百五十ミリメートル以上の管（液化ガス設備にあつては、液化ガス用燃料設備に係るものに限る。）

二 (略)

第八十二条 法第五十二条第一項の検査（以下「溶接事業者検査」という。）は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第八十二条の二 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、出力十五キロワット未満の火力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

(溶接安全管理検査)

第七十九条 法第五十二条第一項の主務省令で定めるボイラー等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。

- 一 火力発電所（液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの及び内燃力を原動力とするものを除く。）に係る次の機械又は器具

イ (略)

- ロ 外径百五十ミリメートル以上の管（液化ガス設備にあつては、液化ガス燃料設備に係るものに限る。）

二 (略)

第八十二条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第八十二条の二 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事

項を記載するものとする。

一～六 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 溶接事業者検査の結果の記録は、五年間保存するものとする。

(削る)

項を記載するものとする。

一～六 (略)

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については五年間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該溶接事業者検査を行った後最初の法第五十二条第五項において準用する法第五十一条第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

第八十三条の二 法第五十二条第三項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 火力発電所又は燃料電池発電所に関して、直近の法第五十二条第五項において準用する法第五十一条第七項の通知(以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十二条第三項の審査(以下「溶接安全管理審査」という。)を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

(削る)

第八十四条 削除

(削る)

第八十六条 削除

(定期安全管理検査)

第九十四条 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属

三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

第八十三条の三 前条に定める時期に行う溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

第八十四条 溶接安全管理審査であつて、登録安全管理審査機関が行うもの以外のものを受けようとする者は、様式第五十六の溶接安全管理審査申請書を提出しなければならない。

2 登録安全管理審査機関が行う溶接安全管理審査を受けようとする者は、当該登録安全管理審査機関が定めるところにより、溶接安全管理審査申請書を当該登録安全管理審査機関に提出しなければならない。

第八十六条 第七十三条の八及び第七十三条の九の規定は、溶接安全管理検査に準用する。この場合において、第七十三条の八中「法第五十一条第四項」とあるのは「法第五十二条第四項」と、第七十三条の九中「法第五十一条第五項」とあるのは「法第五十二条第五項において準用する法第五十一条第五項」と読み替えるものとする。

(定期安全管理検査)

第九十四条 法第五十五条第一項の主務省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属

するものを除く。

一〇八 (略)

九 脱酸素設備

十 風力機関（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）及びその附属設備

十一 発電機（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十二 変圧器（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十三 電力用コンデンサー（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一・二 (略)

三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備、ガス化炉設備又は脱酸素設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期

四 (略)

五 風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期

2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣又は特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保

するものを除く。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第九十四条の二 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一・二 (略)

三 ボイラー及びその附属設備、独立過熱器及びその附属設備、蒸気貯蔵器及びその附属設備、ガスタービン（出力一万キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）、液化ガス設備又はガス化炉設備についての定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降二年を超えない時期

四 (略)

(新設)

2 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、特定電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（以下

安監督部長（以下この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一 第九十四条の五第一項第一号又は第二号に規定する組織であると評定されたとき。

二 使用の状況から第一項第一号から第四号までに規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三 (略)

3 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の四 (略)

2 定期事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下この条及び次条において単に「通知」という。）を受けけるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期事業者検査を行った後最初の通知を受けけるまでの期間保存するものとする。

第九十四条の五 第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体

この条において単に「産業保安監督部長」という。）が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

(新設)

一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、産業保安監督部長が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二 (略)

3 前項各号の承認を受けようとする者は、様式第六十一の二の定期事業者検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。ただし、前項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第九十四条の四 (略)

2 定期事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については五年間、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については当該定期事業者検査を行った後最初の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知を受けけるまでの期間保存するものとする。

第九十四条の五 法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第五十五条第六項において準用する法第五十一条

制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期

三 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられておりと評定された組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

四 前各号に規定する組織であつて、定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

五 第一号に規定する組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査の時

第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられておりと評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

（新設）

（新設）

一の二 前号に規定する組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受ける必要があるとして経済産業大臣が定めるものについては、定期安全管理審査を受ける必要が生じた時期

（新設）

期が到来しなかったもの、第二号に規定する組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であつて、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったものについては、定期事業者検査を行う時期

六 (略)

2 第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一 前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二 前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

三 第一号及び第二号に規定する組織であつて、定期事業者検査の実施につき体制を維持することが困難となつた組織については、当該体制を維持することが困難となつた時期

第九十四条の五の二 法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第二十一

二 (略)  
(新設)

(準用)

第九十四条の五の二 第七十三条の六の二の規定は、法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であつて経済産業省令で定めるものに準用する。  
この場合において、第七十三条の六の二第一項中「令第二十七条第三項の表第十七号」とあるのは「令第二十七条第三項の表

号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。

(準用)

第九十四条の七 (略)

第九十七条 前条第二項第一号の登録を受けようとする法人は、様式第六十三の点検業務受託事業登録申請書に次の書類を添えて所轄産業保安監督部長に提出しなければならない。

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する法人は、第九十六条第二項第一号の登録を受けることができない。  
一 三 (略)

第九十七条の三 所轄産業保安監督部長は、第九十六条第二項第一号の登録の申請が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。  
一 四 (略)

第九十七条の四 第九十六条第二項第一号の登録は、点検業務受託事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

第百条 所轄産業保安監督部長は、登録点検業務受託法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十六条第二項第一号の

第二十二号」と読み替えるものとする。

(新設)

第九十四条の七 (略)

第九十七条 前条第一号の登録を受けようとする法人は、様式第六十三の点検業務受託事業登録申請書に次の書類を添えて所轄産業保安監督部長に提出しなければならない。

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する法人は、第九十六条第一号の登録を受けることができない。  
一 三 (略)

第九十七条の三 所轄産業保安監督部長は、第九十六条第一号の登録の申請が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。  
一 四 (略)

第九十七条の四 第九十六条第一号の登録は、点検業務受託事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一・二 (略)

第百条 所轄産業保安監督部長は、登録点検業務受託法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十六条第一号の登録を

登録を取り消すことができる。

一～五 (略)

第百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の電線路維持運用者に、その旨を通知しなければならない。

- 一 第九十六条第二項第一号の登録をしたとき。
- 二・三 (略)

(安全管理審査の方法)

第百十条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一・二 (略)
- 三 実地審査は、法定事業者検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあつては、これらに加えて、法定事業者検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。  
イ・ロ (略)

(変更の届出)

第百十四条 登録安全管理審査機関は、法第七十二条の規定によりその名称又は事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第七十による事業所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(業務規程)

第百十五条 法第七十三条第二項に規定する経済産業省令で定め

取り消すことができる。

一～五 (略)

第百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の電線路維持運用者に、その旨を通知しなければならない。

- 一 第九十六条第一号の登録をしたとき。
- 二・三 (略)

(安全管理審査の方法)

第百十条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一・二 (略)
- 三 実地審査は、法定事業者検査の記録の確認及び当該検査に係る関係者からの聞き取り（溶接安全管理審査及び水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあつては、これらに加えて、法定事業者検査の立会い）により、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。  
イ・ロ (略)

(事業所の変更の届出)

第百十四条 登録安全管理審査機関は、法第七十二条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第七十による事業所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(業務規程)

第百十五条 法第七十三条第二項に規定する経済産業省令で定め

る方法は、次に掲げる方法とする。

一 九 (略)

十 審査の業務を行う電気工作物(第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。)

十一 (略)

2・3 (略)

(帳簿)

第一百七十七条 法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 審査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 審査対象電気工作物に係る事業場の名称及び所在地
- 三 審査の申請を受けた年月日
- 四 審査を行った電気工作物の概要
- 五 審査の場所
- 六 審査年月日
- 七 安全管理審査員の氏名
- 八 審査の結果
- 九 その他審査に関し必要な事項  
(削る)

る方法は、次に掲げる方法とする。

一 九 (略)

(新設)

十 (略)

2・3 (略)

(帳簿)

第一百七十七条 法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる審査の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

審査の区分	記載すべき事項
一 使用前安 全管理審査	1 審査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 2 審査対象電気工作物に係る事業場の名称及び所在地 3 審査の申請を受けた年月日

(略)

2 (略)	三 定期安全管理審査				二 溶接安全管理審査											
	8	7	6	5	4	3	2	1	9	8	7	6	5	4		
	審査の申請を受けた年月日				並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び住所				審査を行った電気工作物の概要				審査の申請を受けた年月日			
	審査を行った電気工作物の概要				審査の対象電気工作物に係る事業場の名称及び所在地				審査の結果				安全管理審査員の氏名			
	安全管理審査員の氏名				審査の結果				審査の場所				審査の場所			
	審査の結果				審査の場所				審査の場所				審査の場所			
	その他審査に関する必要な事項				その他審査に関する必要な事項				その他審査に関する必要な事項				その他審査に関する必要な事項			

(電磁的方法による保存)

第百十八条 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるとして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十九条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 (略)

別表第一(第三条の二の二関係)

図 (略)

別表第二(第六十五条関係)

工事の種類		認可を要するもの
発電所	一 設置の工事	(略)
		1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの(1)から(9)まで及び(10)から(9)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電所の設置
		2 (略)

(電磁的方法による保存)

第百十八条 前条第一項の表の下欄に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるとして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十九条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 (略)

別表第一(第三条の二関係)

図 (略)

別表第二(第六十五条関係)

工事の種類		認可を要するもの
発電所	一 設置の工事	(略)
		1 発電所の設置であつて、次に掲げるもの(1)から(9)まで及び(10)から(9)までに掲げるものうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電所の設置
		2 (略)

二 変更の工事

(一) 発電設備の設置

- (二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事であつて、次の設備に係るもの
- 1 原動力設備
    - (1) 水力設備
- イ ダム

(略)

発電設備の設置であつて、次に掲げるもの

- (1) (1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げる原動力のうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

3 | 1・2 (略)

洪水吐きゲート用予備動力設備の設置又は取替え(大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設に該当する出力五百キロワット以上の発電設備に係

二 変更の工事

(一) 発電設備の設置

- (二) 発電設備の設置の工事以外の変更の工事であつて、次の設備に係るもの
- 1 原動力設備
    - (1) 水力設備
- イ ダム

(略)

発電設備の設置であつて、次に掲げるもの

- (1) (1)から(5)まで及び(7)から(9)までに掲げるもののうち二以上のものを組み合わせた合計出力三百キロワット以上の発電設備の設置

1 | 1・2 (新設) (略)





<p>(九) (略)</p>	<p>2 量及び個数 振動防止設備の種類 (略)</p>	<p>別表第七(第七十七条関係) 1・2 (略) 3 太陽電池発電所における変更であつて次に掲げるもの 一・二 (略) 4 (略)</p> <p>様式第18(第20条関係) 【別紙参照】</p> <p>様式第56(第84条関係) 削除</p> <p>様式第69(第108条関係) 【別紙参照】</p> <p>様式第70(第114条及び第120条関係) 【別紙参照】</p>
<p>(九) (略)</p>	<p>2 振動防止設備の種類 (略)</p>	<p>別表第七(第七十七条関係) 1・2 (略) 3 出力五百キロワット以上二千キロワット未満の太陽電池発電所における変更であつて次に掲げるもの 一・二 (略) 4 (略)</p> <p>様式第18(第20条関係)</p> <p>様式第56(第84条関係)</p> <p>様式第69(第108条関係)</p> <p>様式第70(第114条及び第120条関係)</p>



特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書

環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあつては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書

大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙（大気汚染防止法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

大気汚染防止法第十三項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書  
水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書  
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定され

特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書

環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業（特定対象事業を除く。）に係るものにあつては、同法第四条第三項第二号（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の措置に関する説明書

大気汚染防止法第二条第二項のばい煙発生施設を設置する場合は、ばい煙（大気汚染防止法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書

（新設）

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書  
水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書  
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定され

四 大気汚染防止法第 二条第十三項に規定	一〇三 (略)	事前届出を要するもの (略)	別表第四(第六十五条関係)	
	大気汚染防止法第二条第十三項に規定 する水銀排出施設に該当する電気工作			<p>た地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書 発電所の概要を明示した地形図(水力発電所の場合は、縮尺五万分の一以上の地形図) 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図(水力発電所の場合は、各設備の主要寸法を記載すること。) 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。) 新技術の内容を十分に説明した書類</p>

(新設)	一〇三 (略)	事前届出を要するもの (略)	別表第四(第六十五条関係)	
	(新設)			<p>た地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書 ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書 急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書 発電所の概要を明示した地形図(水力発電所の場合は、縮尺五万分の一以上の地形図) 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図(水力発電所の場合は、各設備の主要寸法を記載すること。) 単線結線図(接地線(計器用変成器を除く。))については電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。) 新技術の内容を十分に説明した書類</p>

五〇 （略）	する水銀排出施設に 該当する電気工作物 に係る工事	物の設置又は改造であつて、構造、使 用の方法又は水銀等の処理の方法の変 更を伴うもの
-----------	---------------------------------	--

別表第五（第六十六条関係）

類 電気工作物の種 類	一 環境関連 （一）～（三） （略）	（四）水銀排 出施設 （五）～（十） （略）	記載すべき事項	添付書類（ 届出に係る
			一般 記載 事項	届出に係る 工事の内容 に係るもの に限る。）
			（略）	（略）
			1 水銀排出施設の種 類、容量及び個数	水銀等に関 する説明書
			（略）	（略）

四〇 （略）		
-----------	--	--

別表第五（第六十六条関係）

類 電気工作物の種 類	一 環境関連 （一）～（三） （略）	（新設） （四）～（九） （略）	記載すべき事項	添付書類（ 届出に係る
			一般 記載 事項	届出に係る 工事の内容 に係るもの に限る。）
			（略）	（略）
			（新設）	（新設）
			（略）	（略）

○電気事業法関係手数料規則（平成七年通商産業省令第八十一号）

【第六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>（使用前安全管理審査に係る手数料の額）</p> <p>第三条 法第五十一条第三項の審査（以下「使用前安全管理審査」という。）を受けようとする者が法第十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。ただし、前回の法第五十一条第七項の通知（以下この条において単に「通知」という。）において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、前回の使用前安全管理審査に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、当該組織が行つた使用前自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（使用前安全管理審査に係る手数料の額）</p> <p>第三条 法第五十一条第三項の審査を受けようとする者が法第十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第三のとおりとする。ただし、直近の法第五十一条第七項の通知において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、当該時期に行つた使用前自主検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。</p> <p>（溶接安全管理審査に係る手数料の額）</p> <p>第四条 法第五十二条第三項の審査（法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第十二条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、溶接事業者検査において検査される溶接継手の数が三百を超えるときは、百五十増すごとに当該審査に必要な手数料の半額を加算した額とする。</p>

(定期安全管理審査に係る手数料の額)

第四条 法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第四のとおりとする。ただし、前回の法第五十五条第六項において準用する第五十一条第七項の通知において、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十四条の五第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する組織であると評定された組織については、当該組織が行った定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。

2 (略)

(削る)

(定期安全管理審査に係る手数料の額)

第五条 法第五十五条第四項の審査（法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物の工事に係るものを除く。）を受けようとする者が法第百十二条第一項の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第五のとおりとする。ただし、直近の法第五十五条第六項において準用する第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に定期事業者検査を行ったものについては、当該時期に行つた定期事業者検査に係る審査に必要な手数料の総額の半額とする。

2 (略)

別表第四（第四条関係）

一 火力発電所及び燃料電池発電所に属する電気工作物

電所に属する電気工作物

(一) 規則第八十三条の第二号に規定する直近の通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に行うもの、規則第八十三条の二第二の二の八十三条の二第三号の時期に行うもの及び規則第八十三条の二第三号の時期に行うもの（輸入品の溶接事業者検査に係るものを除く。）

1 工事関係溶接士（溶接

百三十九万千七百円（電子申

<p>別表第四（第四条関係）</p> <p>一 火力発電所に属する特定電気工作物</p> <p>(一) ～ (七) (略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------

<p>別表第五（第五条関係）</p> <p>一 火力発電所に属する特定電気工作物</p> <p>(一) ～ (七) (略)</p>	<p>事業者検査の対象となる特定ボイラー等の溶接に携わる溶接士をいう。以下同じ。）の数が十人未満の組織</p> <p>2  工事関係溶接士の数が十人以上三十人未満の組織</p> <p>3  工事関係溶接士の数が三十人以上百人未満の組織</p> <p>4  工事関係溶接士の数が百人以上三百人未満の組織</p> <p>5  工事関係溶接士の数が三百人以上の組織</p> <p>(一) 輸入品の溶接事業者検査に係るもの</p> <p>(二) (一) 及び (三) に規定するもの以外のもの</p>	<p>請による場合にあつては、百三十五万七千九百円)</p> <p>二百六十二万四千九百円(電子申請による場合にあつては、二百五十七万四千百円)</p> <p>四百二十五万六千三百円(電子申請による場合にあつては、四百十八万八千五百円)</p> <p>六百二十一万五千八百円(電子申請による場合にあつては、六百十三万千円)</p> <p>八百三十八万九千六百円(電子申請による場合にあつては、八百二十八万七千八百円)</p> <p>四十一万八千円(電子申請による場合にあつては、四十二万二千二百円)</p> <p>四十一万八千円(電子申請による場合にあつては、四十二万二千二百円)</p>
---	--	--

<p>(八) 脱水素設備</p> <p>二 (略)</p> <p>三 風力発電所に属する特定電気工作物</p>	<p>十七万七百元(電子申請による場合にあつては、十六万九千 百円)</p> <p>(略)</p> <p>三十四万五千四百円(電子申請による場合にあつては、三 十三万五千八百円)</p>
<p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）【第七条関係】（傍線部分は改正部分）

改正	現行
<p>（警報及び非常装置等） 第四十七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 液化ガス用燃料設備は、停電その他の緊急時においても安全に制御できるものでなければならない。</p> <p>5 液化ガス用燃料設備に係る計装回路には、適切なインターロック機構を適切な箇所には設けなければならない。</p> <p>（遮断装置） 第四十八条（略）</p> <p>2 液化ガス用燃料設備に設置する遮断装置には、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置を講じなければならない。</p> <p>（附臭措置） 第五十四条 導管によりガス（可燃性ガス又は毒性ガスに限る。以下この条において同じ。）を輸送する場合にあつては、容易に臭気によるガスの感知ができるようにガスに附臭しなければならぬ。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル以上のガス圧力により行うガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第一条第二項第七号に規定する量のガス及びガスの空気中の混合容積比率が千分の一未満の場合に臭気の有無が感知できるガスにあつては、この限りでない。</p>	<p>（警報及び非常装置） 第四十七条（略） 2・3（略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（遮断装置） 第四十八条（略） （新設）</p> <p>（附臭措置） 第五十四条 導管によりガス（可燃性ガス又は毒性ガスに限る。以下この条において同じ。）を輸送する場合にあつては、容易に臭気によるガスの感知ができるようにガスに附臭しなければならぬ。ただし、最高使用圧力が〇・一メガパスカル以上のガス圧力により行うガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第三条第一項第一号に規定する量のガス及びガスの空気中の混合容積比率が千分の一未満の場合に臭気の有無が感知できるガスにあつては、この限りでない。</p>

○発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）【第八条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害の防止）            第四条（略）            2～3（略）            4  大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設に該            当する電気工作物に係る水銀濃度は、当該施設に係る同法第十            八条の二十二の排出基準に適合しなければならない。            5  8 （略）</p>	<p>（公害の防止）            第四条（略）            2～3（略）            （新設）            4  5  7 （略）</p>

改正	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 定義（第一条・第二条）</p> <p>第二節 適用除外（第三条）</p> <p>第三節 保安原則</p> <p>第一款 感電、火災等の防止（第四条―第十一条）</p> <p>第二款 異常の予防及び保護対策（第十二条―第十五条の二）</p> <p>第三款 電氣的、磁氣的障害の防止（第十六条・第十七条）</p> <p>第四款 供給支障の防止（第十八条）</p> <p>第四節 公害等の防止（第十九条）</p> <p>第二章 電氣の供給のための電氣設備の施設</p> <p>第一節 感電、火災等の防止（第二十条―第二十七条の二）</p> <p>第二節 他の電線、他の工作物等への危険の防止（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第三節 支持物の倒壊による危険の防止（第三十二条）</p> <p>第四節 高圧ガス等による危険の防止（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五節 危険な施設の禁止（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第六節 電氣的、磁氣的障害の防止（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第七節 供給支障の防止（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第八節 電気鉄道に電氣を供給するための電氣設備の施設（</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一節 定義（第一条・第二条）</p> <p>第二節 適用除外（第三条）</p> <p>第三節 保安原則</p> <p>第一款 感電、火災等の防止（第四条―第十一条）</p> <p>第二款 異常の予防及び保護対策（第十二条―第十五条）</p> <p>第三款 電氣的、磁氣的障害の防止（第十六条・第十七条）</p> <p>第四款 供給支障の防止（第十八条）</p> <p>第四節 公害等の防止（第十九条）</p> <p>第二章 電氣の供給のための電氣設備の施設</p> <p>第一節 感電、火災等の防止（第二十条―第二十七条の二）</p> <p>第二節 他の電線、他の工作物等への危険の防止（第二十八条―第三十一条）</p> <p>第三節 支持物の倒壊による危険の防止（第三十二条）</p> <p>第四節 高圧ガス等による危険の防止（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五節 危険な施設の禁止（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第六節 電氣的、磁氣的障害の防止（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第七節 供給支障の防止（第四十四条―第五十一条）</p> <p>第八節 電気鉄道に電氣を供給するための電氣設備の施設（</p>

第五十二条―第五十五条)

第三章 電気使用場所の施設

第一節 感電、火災等の防止(第五十六条―第六十一条)

第二節 他の配線、他の工作物等への危険の防止(第六十二条)

第三節 異常時の保護対策(第六十三条―第六十六条)

第四節 電氣的、磁氣的障害の防止(第六十七条)

第五節 特殊場所における施設制限(第六十八条―第七十三条)

第六節 特殊機器の施設(第七十四条―第七十八条)

附則

第五十二条―第五十五条)

第三章 電気使用場所の施設

第一節 感電、火災等の防止(第五十六条―第六十一条)

第二節 他の配線、他の工作物等への危険の防止(第六十二条)

第三節 異常時の保護対策(第六十三条―第六十六条)

第四節 電氣的、磁氣的障害の防止(第六十七条)

第五節 特殊場所における施設制限(第六十八条―第七十三条)

第六節 特殊機器の施設(第七十四条―第七十八条)

附則

○発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十三号）【第十条関係】（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（公害等の防止）</p> <p>第八条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第十九条第一項及び第十三項の規定は、風力発電所に設置する発電用風力設備について準用する。</p> <p>2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第十一項及び第十三項」とあるのは「第十九条第十三項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。</p>	<p>（公害等の防止）</p> <p>第八条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第十九条第八項及び第十項の規定は、風力発電所に設置する発電用風力設備について準用する。</p> <p>2 発電用風力設備が一般用電気工作物である場合には、前項の規定は、同項中「第十九条第八項及び第十項」とあるのは「第十項」と、「風力発電所に設置する発電用風力設備」とあるのは「発電用風力設備」と読み替えて適用するものとする。</p>

改正	現行
<p>（原価等の整理）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事業者は、前項の規定により八部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。</p> <p>一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び離島供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、電気の周波数の値の維持、接続供給及び電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために、行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島以外の旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非ア</p>	<p>（原価等の整理）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 事業者は、前項の規定により八部門に整理された第一次整理原価を、次の各号に掲げる方法により整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。</p> <p>一 水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）の部門の第一次整理原価を、それぞれ、基礎原価等項目ごとに、別表第二第三表及び第四表に掲げる基準により、離島供給に係る第一次整理原価（以下「離島供給費」という。）及び離島供給費以外の第一次整理原価（以下「非離島供給費」という。）に整理し、非離島供給費に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費の部門の第一次整理原価を、電気の周波数の値の維持、接続供給及び発電電力量調整供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために、行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持（以下「電気の周波数の値の維持等」という。）であって離島以外の旧供給区域に係るものに係る第一次整理原価（以下「アンシラリーサービス費」という。）及びアンシラリーサービス費以外の第一次整理原価（以下「非ア</p>

ンシラリースアービス費」という。）に配分することにより整理しなければならぬ。

5・6  
二〇五 (略)

ンシラリースアービス費」という。）に配分することにより整理しなければならぬ。

5・6  
二〇五 (略)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第二条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定卸供給の要件に関する省令の廃止）

第二条 特定卸供給の要件に関する省令（平成二十八年経済産業省令第九十九号）は、廃止する。

（工事計画の届出に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設又は振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に法第五十二条第一項に基づき検査し、又は検査に着手しているものについては、第一条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（定期安全管理審査に係る経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定され、かつ、第四条の規定による改正前の電気事業法施行規則（以下「旧規則」という。）第九十四条の二第二項第一号の規定に基づき、旧規則第九十四条第二号から第四号に掲げる電気工作物の定期事業者検査の時期を二年延長する承認を受けた組織は、第四条の規定による改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第九十四条の五第一項第二号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第五十五条第六項で準用する法第五十一条第七項の通知において、定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織は、新規則第九十四条の五第一項第三号に掲げる組織であると評定されたものとみなす。